

重要事項説明書



2026 年 4 月 1 日

社会福祉法人第一善隣館
幼保連携型認定こども園
第一善隣館保育所

教育・保育の提供の開始にあたり、幼保連携型認定こども園 第一善隣館保育所は、次のとおりあなたに説明します。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人第一善隣館
所 在 地	金沢市野町3丁目1番15号
電 話 番 号	076-241-4030
ホームページ	https://1-zenrinkan.or.jp
Fb ページ	https://www.facebook.com/dailzenrin/
代表者氏名	理事長 安藤 謙治
法人成立 年月日	(創設)1934(昭和9)年9月1日 (成立)1968(昭和43)年5月30日

- ★ 第一善隣館は、昭和9年に当時の野町地区の方面委員（現在の民生委員）によって設立されました。設立の趣旨は、「庶民階層に対する福利増進と精神的教化運動をもって善隣思想の実践を図ろうとするもの」であり、地域に生まれ、地域の中で育てられてきた石川県で最初にできた善隣館です。設立当初から時代の要請に応じて、保育所の前身ともいえる託児事業を始めています。

【善隣思想】助け合いの心で近隣の人々と心をかよわせ、支え合い、互いに善き隣人を創っていく

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	第一善隣館保育所
施設の所在地	金沢市野町3丁目1番15号
連絡先	電話 076-241-4030 FAX 076-241-4072 E-mail zenrinkan1@m2.spacelan.ne.jp
ホームページ	https://1-zenrinkan.or.jp
Fb ページ	https://www.facebook.com/zenrinkan1/
管理者	施設長 宇野 孝一
対象子ども	保育を必要としない満3歳以上の子ども(以下「1号認定子ども」という。) 保育を必要とする満3歳以上の子ども(以下「2号認定子ども」という。) 保育を必要とする満3歳未満の子ども(以下「3号認定子ども」という。)
利用定員 (79名)	1号認定子ども 6人 2号認定子ども 48人 3号認定子ども(満1歳以上満3歳未満の子ども) 20人 3号認定子ども(満1歳未満の子ども) 5人
開設年月日	(託児所開設)1934(昭和9)年10月1日 (保育所認可)1948(昭和23)年7月1日 (幼保連携型認定こども園認可)2020(令和2)年4月1日
施設概要	構造：鉄骨造 4階建て 敷地面積：1,266.53㎡(屋外遊技場 550.00㎡) 建物床面積：1,191.23㎡(保育所床 886.86㎡)

設 備 概 要	乳 児 室	1 室 (46.37 m ²)	たんぽぽ組 0 歳児
	ほふく室	1 室 (51.25 m ²)	さくら組 1 歳児
	保育室 (2 歳児)	1 室 (33.32 m ²)	ちゅうりっぷ組 (2 歳児)
	保育室 (3 歳以上児)	3 室 (各 44.31 m ²) DEN 2 室 (3.24 m ² ・1.62 m ²)	すみれ組 (3 歳児) ひまわり組 (4 歳児) ばら組 (5 歳児) (異年齢グループ) ほし Gr、つき Gr、にじ Gr
	遊戯室 (ホール)	2 室 (119.6 m ² 、28.26 m ²)	
	調 理 室	1 室 (39.14 m ²)	他に調理事務室等 (6.2 m ²)
	その他	各 1 室	ランチルーム・子育て支援室 (和室・会議室・研修室)

3 職員の設置状況

(2026 年 4 月 1 日)

職 種	員数	正規	非正規		派遣		備考
			常勤	非常勤	常勤	非常勤	
施設長(所長)	1	1					兼務
副施設長(副所長)	1	1					兼務
主幹保育教諭	2	2					
保育教諭	17	12	2	3			
保育士	5		1	3	1		
栄養士(調理員)	6	4		2			
保育補助	1			1			
事務員	1	1					兼務
嘱託医等	3			3			内科医、歯科医、薬剤師

本保育所では、「金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 45 号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置していますが、保育体制の充実のため変動することもあります。

＜職員の勤務体系＞ 標準の勤務時間：8：30～17：15

※ 休日保育や延長保育等を提供するため、1ヶ月単位の変形労働時間制を取っています。

4 幼保連携型認定こども園第一善隣館保育所（以下「本保育所」という。）の目的及び運営の方針

☆善隣思想の具現化を基本理念として運営しています。

(1) 本保育所の目的

本保育所は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、小学校就学前の子どもに対する教育・保育と子育て支援を行い、もって地域において子どもが健やかに育成されることを目的とします。

（２）教育・保育の理念

本保育所は、以下の理念に基づき教育・保育を行います。

- ① 子どもの最善の利益を考慮し、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかな子どもの育成に努めます。
- ② 家庭や地域社会との緊密な連携を図りながら、子どもの保護者及び地域の子育て家庭の支援に努めます。
- ③ 家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育・保育を一体的に行います。

（３）教育・保育の基本方針

認定こども園は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う、とても大切な時期に友だちと一緒に生活時間の殆どを過ごすところです。それは家庭にかわる学習と生活の場であり、子どもにとっては「もうひとつのおうち」であるようにのびのびと過ごせる温かい生活環境であるべきです。

- ① 本保育所では、家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行い、子どもたちが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図ります。
- ② 本保育所は、少人数集団のよさを活かし、全職員が子どもたち一人ひとりに目と心を配りながら自分らしさを出して遊べる空間と環境を整えています。また地域の方々や異年齢とのふれあいなどを通して思いやりの心を育て、個性を活かしながら保育教諭や友だちとのかかわりの中で、のびのびとした、心豊かな子どもたちを育みたいと願っています。

（４）教育・保育の目標

子どもたちの自発的、主体的な活動を、本保育所での生活と遊びを通して全職員が安全を確保しながら、子どもの発達に則して援助し、豊かな人間性を身につけた子どもの育成に努めます。

- ・心身共に健やかな子どもに
- ・友達と交わる子どもに
- ・進んで話したり聞いたりできる子どもに
- ・思いやりや優しさを持てる子どもに
- ・豊かな感性と創造力を身につける子どもに

５ 提供する教育・保育

（１）教育・保育の方法

本保育所は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)に基づく、特定教育・保育の提供を適切に行います。

心身ともに健全な子どもの育成を図るため、子どもが安定して過ごせる環境を整え、教育・保育の方法を検討しながら目標の達成に努めます。

また、その子の将来を正しく見通し、保護者の皆様のご理解やご協力を得ながら教育・保育を進めていくことも保育所の大切な役割です。保育懇談会や保育参加、子育てセミナーなどを開催し、保育に対する関心や、お子様の成長・発達について保護者と保育教諭が相互に理解を深め、子育ての楽しさを創り出していきます。

(2) 様々な年齢の子どもの発達の特성에応じた教育・保育の内容

① 3歳未満児

養護を中心とした生活を保障し、健康で安定した情緒が育つやさしい保育環境を整えます。遊びや食事、午睡など一人ひとりの生活リズムを大切にし、保育教諭とのかかわりの中で無理なく楽しい生活を創り出します。

② 3歳以上児

子どもは、保育所生活の中で、主体的なさまざまな活動や体験を通して、豊かな心情・意欲・態度を身につけていきます。活動に応じて、異年齢集団(たてわり)と、同年齢集団(よこわり)を行い、多面的に子どもを見つめて、一人ひとりの持っている可能性を大切に育みます。

③ 本保育所は、子どもの年齢、発達に応じて立てた指導計画に基づき、日課、年間行事を定めて保育を提供します。

④ 本保育所は、子どもの健康に留意し、嘱託内科医、嘱託歯科医による健康診断を各々年間2回実施します。

⑤ 本保育所は、教育・保育環境衛生の維持向上のため、嘱託薬剤師による環境衛生点検を実施します。

(3) クラスの編成

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 0歳児 たんぽぽ組 | ② 1歳児 さくら組 |
| ③ 2歳児 ちゅうりっぷ組 | ④ 3歳児 すみれ組 |
| ⑤ 4歳児 ひまわり組 | ⑥ 5歳児 ばら組 |
| ⑦ 3歳以上児たてわりグループ | ほしG、つきG、にじG |

6 特定教育・保育を提供する時間

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間：7:00～18:00の範囲内で、保育を必要とする時間

やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供します。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間：8:30～16:30の範囲を基本として、保育を必要とする時間

やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、延長保育を提供します。

(3) 教育標準時間：8:30～16:30を標準時間とします

やむを得ない理由により、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、一時預かり(幼稚園型)保育を提供します。

(4) 一時預かり(幼稚園型)保育、延長保育の利用に当たっては、別途保育料が必要です。

保育標準時間認定子ども	保育短時間認定子ども	教育標準時間認定子ども
認定保育時間 7:00～18:00	延長保育 7:00～ 8:30	一時預かり(幼稚園型)保育 7:00～ 8:30
	認定保育時間 8:30～16:30	教育標準時間 8:30～16:30
	延長保育 16:30～19:00	一時預かり(幼稚園型)保育 16:30～19:00
延長保育 18:00～19:00		
休日保育	日曜、国民の休日	
年末保育	12月29日30日	

7 特別保育

(1) 休日保育事業

本保育所を利用している 2 号認定こども及び 3 号認定子どもを対象に、保護者の方の就労形態に合わせて、日曜、国民の祝日に関する法律に規定する休日（ただし、12 月 29 日、30 日及び休所日を除く）に保育を提供します。休日保育を利用した際は、子どもにも振り替え休日を取っていただきます。

(2) 一時預かり事業

本保育所では、未就園児を対象に、保護者の方のご都合に合わせて一時的に子どもを預かります。月曜から土曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、休所日を除く）に実施します。利用に当たっては、利用料等が必要となります。

(3) 年末保育事業

本保育所では、未就学児を対象に、12 月 29 日及び 30 日に保護者の方のご都合に合わせて保育を提供します。利用に当たっては、別途保育料等が必要となります。

8 食事の提供

(1) 栄養士が、乳幼児期に適した栄養価や、味、カロリー、その季節の旬の材料等を考え、おいしく食べられるように工夫した献立に基づいて提供します。

① 毎日の献立内容は、月ごとに献立表を作成してお知らせします
ご家庭の献立と重複しないようにご配慮ください。

② 3 歳以上児

昼食は、主食、副食ともに準備します。午後の間食も準備します。

③ 3 歳未満児

昼食は、主食、副食ともに準備します。午前、午後の間食も準備します。

④ 提供時間

子どもの年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
3 歳未満児	9:10 頃から順次	11:15 頃から順次	15:00 頃から順次
3 歳以上児		11:45 頃から順次	15:00 頃から順次

(2) 食物アレルギー

事前にお知らせ下さい。

かかりつけ医師、専門医等による検査（アレルゲン抗体検査）を受検し、指示書（当保育所でお渡しします。）に必要事項を記載戴いて下さい。

その指示により、栄養士が除去食を提供します。指示書を提出戴いた後に、面談させていただきます。（15 分～20 分程度）

(3) お弁当（3 歳以上児）

年 2 回、遠足にあわせてお弁当をご用意ください。その都度お知らせします。

9 教育・保育を提供しない日（以下「休所日」という。）

(1) 全ての子ども

① 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

② 衛生害虫駆除のため建物を閉鎖する日（年間 2 日）

③ 非常災害その他急迫の事情があり、所長が必要と認めた日

(2) 教育標準時間認定子ども

前項に加え

①日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

②8月13日～8月16日

③3月25日から3月31日

＊日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く休所日に保育を希望する場合は、一時預かり(幼稚園型)保育で対応します。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額

教育・保育給付認定を受けた市町村が定める基本保育料をお支払いいただきます。

(2) 特定負担額(上乗せ徴収)

(1)に掲げる基本保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

(3) 保育の提供に要する実費(実費徴収)

(1)に掲げる基本保育料のほか、金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項に基づき、別表に掲げる費用を負担していただきます。

(4) お支払方法は別表記載のとおりです。

11 利用の終了に関する事項

本保育所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 1号及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき

(2) 2号及び3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 保護者から退所の申し出があったとき

(4) 利用者負担金の滞納が顕著となり、理事長が認めた場合

(5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 嘱託医等

本保育所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結し、健康診断、歯科検診を年2回実施します。

また、薬剤師は、当保育所の環境衛生・保健管理に従事します。

(1) 内科医

医療機関の名称	横井内科医院
担当医師名	横井正人
所在地	金沢市野町2丁目4番5号
電話番号	076-241-3861

(2) 歯科医

医療機関の名称	野町デンタルクリニック
担当医師名	天笠陽光
所在地	金沢市野町1丁目1番43号
電話番号	076-241-6255

(3) 薬剤師

薬 局 の 名 称	安藤薬局
薬 剤 師 名	安藤謙治
所 在 地	金沢市野町1丁目1番28号
電 話 番 号	076-241-9413

*近隣には整形外科病院もあり、保育中の避けられない怪我にも迅速に対応できます。

医療機関の名称	川北病院
担 当 医 師 名	川北哲
所 在 地	金沢市野町1丁目3番55号
電 話 番 号	076-241-8351

また、保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ指定いただいた下記の緊急連絡先へ速やかに連絡すると共に、必要に応じて主治医又は嘱託医へ連絡をとるなど適切に対応します。

なお、保護者と連絡が取れない場合等には、子どもの安全を最優先にしかるべき治療等を行いますので、あらかじめ御了承願います。

保護者記入欄

子どものかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
第一緊急連絡先	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
第二緊急連絡先	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

13 緊急時の対応

本保育所には、緊急時対応等のため「メール配信サービス」がありますので、登録をお願いします。登録方法は別途ご案内します。

関連機関	避難場所	警察	消防
施設名	野町公民館	犀川大橋交番	中央消防署
所在地	野町 3-11-1	千日町 1-1	泉本町 7-9-2
電話番号	076-241-5971	076-241-4777	076-280-5016

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める、施設防災計画等により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 ・誘導灯 ・非常灯 ・消火器 ・避難階段・スロープ ・防火扉 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避難訓練	毎月 1 回実施します。

15 利用者に対しての保険の種類・保険内容・保険金額

本保育所は、以下の保険に加入しています。

保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済給付
保険金額	死亡見舞金：3,000 万円～1,500 万円 障害見舞金：後遺障害の程度により 4,000 万円～44 万円 医療費給付：保険診療医療費 4 割の額 (保険診療 500 点以上に限る)
保険会社	全国社会福祉協議会（損害保険ジャパン日本興亜(株)）
保険の種類	社会福祉施設総合損害補償（賠償責任保険）
保険金額	対人賠償最大 1 億円 等

16 要望・苦情等に関する相談

保護者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、お子様にとってより良い教育・保育をすすめていきたいと願っています。

日常の教育・保育の事、その他当保育所の運営などに関しての要望・苦情やご意見などは、所長、副所長及び担当保育教諭等に遠慮なくお申し出ください。その都度、お話し合いの中で解決していきたいと思います。

また、当事者での解決が困難な場合は、第三者委員（玄関にも表示してあります）が、解決する制度も設けています。

本保育所の要望・苦情等に係る窓口は以下のとおりです。

苦情受付担当者	副所長：栗山みどり	
苦情解決責任者	所 長：宇野孝一	
第 三 者 委 員	石野あや子	076-242-7854
	河合 外司	076-241-8705

また、「ご意見箱」を設置してあります。要望・苦情等を投函下さい。

17 職員の守秘義務

当法人の「就業規則」及び「職員倫理規程」に「職務上知り得た情報を他に漏洩してはならない」と規定し、これに違反したものには制裁を科すことになっています。また、退職後もこの義務は免れないこととなっていますので、安心してご相談ください。

18 虐待の防止のための措置

本保育所は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

19 利用に際しての留意事項

- (1) 子どもの登降所は、保護者が保育室まで送迎して下さい。
小学生による送迎はお断りします。また、ご都合で、ご家族以外の方がお迎えに来られるときは、事前にその方の氏名等を連絡下さい。
- (2) 子どもが欠席する場合又は登所が遅れる場合は、朝 9 時頃までに事前に連絡下さい。
- (3) 住所等の家庭環境に変更があったときは、速やかにお知らせ下さい。
- (4) 本保育所の行事等の保育活動には、可能な限り御協力下さい。

20 その他の留意事項

飲酒喫煙	敷地内での喫煙、飲酒は禁止です。
政治活動 宗教活動 営利活動	他の利用者及び職員に対する政治活動、宗教活動及び営利活動は禁止します。

本保育所における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

第一善隣館保育所

所長

宇野 孝一

副所長

栗山みどり

私は、本書面に基づいて第一善隣館保育所の利用に当たっての重要事項の説明を受け、これに同意しました。

2026 (R8) 年 月 日

子ども氏名 :

保護者 住所: 金沢市

氏名:

子どもから見た続柄:

別表

1 特定負担額

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
本年度は設定していません		

2 保育の提供に要する実費（実費徴収・金額は概ねであり、変更することがあります。）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額等
【年度当初に年額を集金します】 ご負担戴く共通経費は、必要額の概ね半額相当額です		
共通衛生管理費	消毒剤、ペーパータオル、ティッシュペーパー、トイレトペーパー、雑巾、ナイロン袋 等	年額 5,000 円
共通保育教材費	のり類、紙類等	以上児 年額 1,500 円
		未満児 年額 1,000 円
保険金	スポーツ振興センター掛金	年額 240 円
【毎月、前月に掛かった経費を集金します】		
副食費 (3才以上児)	①月～金曜日について 事前の申し出により ・月の半分以上欠席の場合 …………半額を減額 ・月の全てが欠席の場合 …………全額を減額	・月～金曜日 月額 5,000 円 ・土曜日 日額 250 円 ・土曜日を代休日とした休日 日額 250 円 (国の示す目安額により変動します)
主食費 (3才以上児)	②土曜日及び土曜日を代休とした休日について 実績日数で加算します	・月～金曜日 月額 500 円 ・土曜日 日額 20 円 ・土曜日を代休日とした休日 日額 20 円
保護者会費		月額 200 円
保育教材費(個人持)	保育教材・用品類購入	年間 約 1,000～8,000 円
	月刊個人絵本代 (1歳児以上)	月額 約 500 円
消耗品費	原則持参。不足した場合	おむつ 約 30 円 パンツ 約 300 円
	写真代	1枚 約 45 円
	体操服代 (3歳児以上)	5,540 円
	カラー帽子 (1歳児以上)	1,080 円
遠足交通費 (半額負担)	親子バス遠足 (3歳児以上)	約 2,000 円
	電車遠足 (3歳児以上)	約 190 円

3 延長保育及び一時預り(幼稚園型)保育の料金

(1) 延長保育 保育短時間認定子どもに限ります アからオを加算します。

ア	7時から8時までの間	100 円
イ	8時から8時30分までの間	徴収しません
ウ	16時30分から18時までの間	100 円
エ	18時から19時までの間	100 円
オ	19時を過ぎた場合	100 円

(2) 延長保育 保育標準時間認定子どもに限ります ア、イを加算します。

ア	18時から19時までの間	100 円
イ	19時を過ぎた場合	100 円

(3) 一時預り(幼稚園型)保育 教育標準時間認定子どもに限ります
アからカを加算します

ア	7時から8時までの間	100 円
イ	8時から8時30分までの間	徴収しません
ウ	16時30分から18時までの間	100 円
エ	18時から19時までの間	100 円
オ	19時を過ぎた場合	100 円

☆ 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く休所日の保育

8時30分から16時30分までの間	1,000 円
追加1時間毎に(1時間未満の端数は四捨五入)	100 円
給食代	270 円

※但し、次項による積算と比較し安価な方とする

4 一時預かり保育の料金(未就園児)

(1) 保育時間 : 1時間未満の端数は四捨五入します。

(2) 保育料 : 1時間当たり 350 円とします。

(3) その他料金: おやつ代は1回当たり 100 円、給食代は 300 円とします。

5 本保育所は、次の方法により利用料金等を受領します。

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額(10-(1))の当月分及び上記1、2、3の料金の前月分を毎月20日頃に請求します。当月末日までにお支払い下さい。

①現金払い 集金袋で徴収しますので、指定期日までに事務所までお持ち下さい。集金袋に領収印を押印します。

②口座振替 預金口座から振替でお支払い下さい。振替手数料をご負担下さい。

(2) 4の料金は、その都度受領し領収書を発行します。

個人情報等使用同意書・写真掲載等承諾書

(1) 下記子ども及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、保育所修了に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合や兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・ 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること。

(2) 保育活動中の子ども及びその保護者等の様子を撮影した写真や映像について、必要最小限の範囲内において次の期間に限り掲載提示することを下記のとおり承諾します。

(いずれかに○をつけてください)

◎期間 第一善隣館保育所在籍中及び修了又は退所後 1 年間

- | | | | |
|---|--|-------|--------|
| 1 | 所内掲示板やディスプレイに表示したり保育所だよりやクラスだよりに掲載したりする。 | 承諾します | 承諾しません |
| 2 | 本保育所ホームページ及び金沢保育ナビ等のインターネット上に掲載する。 | 承諾します | 承諾しません |
| 3 | 家庭分野の学習等、小中学校の教育活動に際し、担当教諭が撮影した写真・ビデオを授業に限り利用する。 | 承諾します | 承諾しません |
| 4 | 報道機関が取材や番組製作の一環で撮影した写真・映像を掲載・放映すること。 | 承諾します | 承諾しません |

第一善隣館保育所 所長 宇野孝一 宛

2026(R8)年 月 日

子ども氏名 :

保護者 住所: 金沢市

氏名:

子どもから見た続柄: